

第六期帯広市総合計画 【原案】

人と環境にやさしい 活力ある 田園都市 おびひろ

計画策定の趣旨と計画の性格

分権時代において、自治の気概を持ち、市民の知恵と力を結集し、地域の主体性に基づき、自主・自立のまちづくりをすすめ、未来に向かって持続的な発展をめざすため、第六期帯広市総合計画を策定するものです。

この計画は、まちづくりの主役である市民と行政が力を合わせて、市民協働によるまちづくりをすすめる指針としての性格を持つものです。

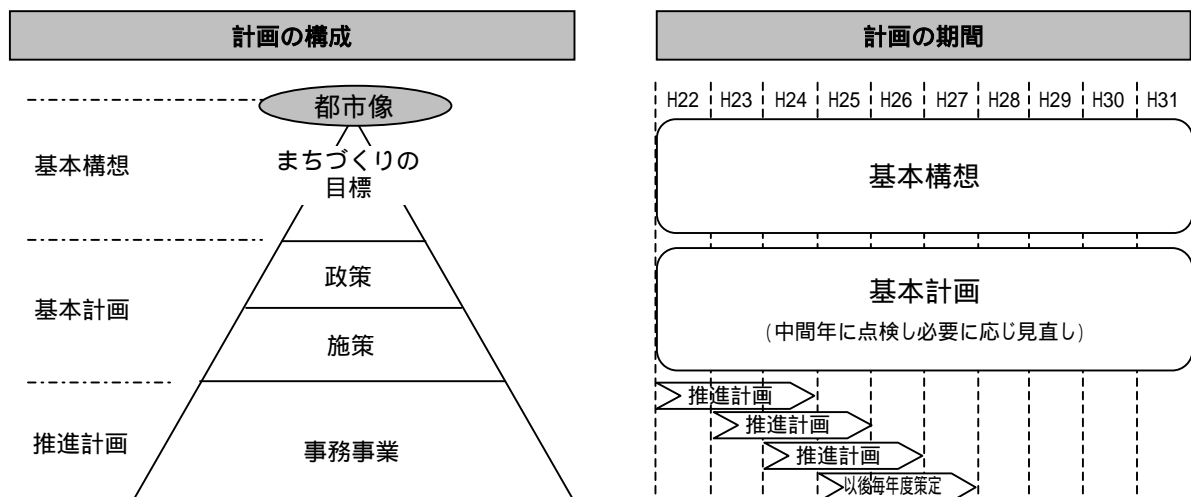
計画の構成と期間

計画は、「基本構想」「基本計画」「推進計画」で構成します。

基本構想 策定の基本的視点や都市像、まちづくりの目標などを示すものです。期間は、平成 22 年度から 31 年度までの 10 年間とします。

基本計画 基本構想を実現するための政策・施策の目標や主な施策の内容などを示すものです。期間は、平成 22 年度から 31 年度までの 10 年間とし、中間年において点検し、必要に応じて適切な見直しを行います。

推進計画 基本計画の政策・施策を実現するための具体的な事務事業などを示すものです。行財政状況や国等の動向を踏まえ、効果的・効率的に政策・施策を推進する必要があることから、期間を 3 年間とし、毎年度策定することとします。

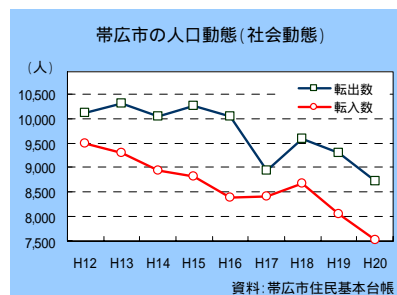
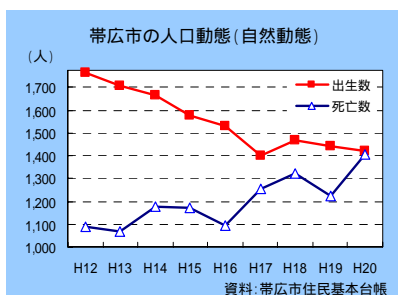
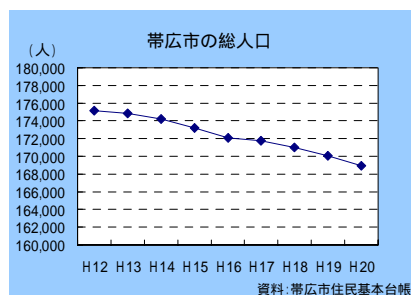


基本構想・基本計画

将来人口

平成 31 年の人口を概ね 17 万人と想定します。

恵まれた自然や高次都市機能の集積、交通ネットワークなどの優位性を活かしながら、地場産業の振興や企業誘致などにより、雇用の創出をはかるとともに、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりや居住環境の整備、都市の魅力づくり、移住の促進などの施策を総合的にすすめ、定住の促進や交流人口の拡大に取り組みます。



都市形成

広域的な交通ネットワークなどの基盤を有効に活用しながら、十勝圏、東北北海道における拠点性を高め、将来に向けて都市と農村が調和する持続可能な都市形成をすすめます。

(1) 都市地域

市街地の拡大の抑制を基調に、市街地内の未利用地の利用を促進し、良好な住環境の整備をはかり、公共交通などで結ばれる、コンパクトで持続可能なまちづくりをすすめます。



(2) 農村地域

農業基盤整備や農地の集団化、流動化をすすめるとともに、優良な農地を維持・保全し、安全で良質な農畜産物の生産を促進します。

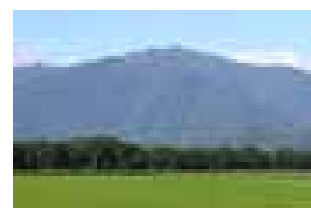
また、農村地域の活性化をはかるため、生活環境の整備や優良な田園住宅地の供給などにより、農村地域の魅力を活かした定住の促進や都市と農村の交流をすすめます。



(3) 森林地域・自然公園地域

森林地域は、林業の振興をはかりながら関係団体と連携して森林の適切な管理・保全をすすめるとともに、自然とのふれあいの場として利活用をはかります。

自然公園地域は、豊かな自然環境や美しい景観の保全に努めます。



基本構想策定の基本的視点

(1) 市民主体のまちづくり

市民が自らのまちを自らの力で創造する気概を持ち、住民福祉の向上をめざし、市民主体のまちづくりをすすめます。

(2) 田園都市のまちづくり

人間尊重を基本に、都市と農村が調和する田園都市の創造に向けてまちづくりをすすめます。

(3) 中核都市のまちづくり

十勝圏との一体性を保ちながら、十勝圏の発展への貢献はもとより、東北北海道の広域的な中核都市としての役割を担うまちづくりをすすめます。

(4) グローバルなまちづくり

地域の特性を踏まえ、グローバルな視点で考え、地域において政策を展開しながら、世界にも貢献しうる、個性と魅力あるまちづくりをすすめます。

政策・施策評価

効果的で効率的な行政運営をすすめるため、計画を立て（Plan）、事業を実施（Do）し、その成果を評価（Check）し、評価の結果を次の計画や事業に反映させる（Action）仕組みであるPDCAサイクルを継続的に循環させることが必要です。

毎年度、政策・施策の目標の達成状況について評価を行い、その結果を推進計画の策定や事業の実施に反映し、計画を効果的、効率的に推進します。

構想推進プロジェクト

まちづくりにおける新たな課題を的確にとらえ、各部門が連携し、総合的に対応方策を検討するため、「構想推進プロジェクト」を設けます。

各部門にわたる横断的、中長期的な課題について、関係各部門の連携により、対応方策の基本的な方向性を検討します。

地区・住区の考え方

地理的及び社会的な特性を踏まえて、行政区域を市街地6地区、農村部1地区の7地区に区分するとともに、さらに各地区を日常的な生活圏により24住区に区分し、市民生活の利便性の向上や地域コミュニティ形成の促進などをすすめてきました。

今後も、各施策の展開にあたっては、地区・住区等の状況に配慮しつつ取り組みをすすめる必要があります。

都市像

命を守り、安全で安心して暮らせるまち
子どもが健やかに育ち、誰もが健康に暮らせるまち
環境と産業が両立し、新たな産業が育つ活力のあるまち
都市と農村が調和し、自然と共生するまち
豊かで美しい自然につつまれ、快適に暮らせるまち
生涯を通して学び、地域文化が育つまち
人間尊重を基本とした、思いやりにあふれるまち
分権時代を自らの力で切り拓く、自主・自立のまち



まちづくりの目標

都市像の実現に向けて、次の8つのまちづくりの目標を設定します。

安全に暮らせるまち

建物等の耐震化や防災体制の整備、消防・救急体制の充実などに取り組み、災害に強いまちをつくれます。

防犯体制の整備、交通事故の防止、消費生活の向上などに取り組み、安全に暮らせるまちをつくれます。

健康でやすらぐまち

市民が健康で生き生きと暮らすことができるよう、健康維持や疾病予防の推進、地域医療体制の充実に取り組みます。

高齢者や障害のある人が、必要とする介護や支援を受けながら、住みなれた家庭や地域で生き生きと暮らすことができるよう、地域で支える環境づくりをすすめます。

多様なニーズに対応した子育て支援の充実や青少年の健全育成に取り組み、子どもたちが健やかに育つ環境づくりをすすめます。

活力あふれるまち

基幹産業である農業の振興をはじめ、地域の特性や資源を活かし、農商工や産学官の連携により新たな産業を育成するとともに、商工業の振興や中小企業の経営基盤の強化などにより、地域産業を振興し、雇用の確保をすすめます。

都市機能の集積を促進し、帯広・十勝の顔として魅力ある中心市街地の形成をすすめます。

雄大な自然景観や安全で良質な食などの地域資源を活用した観光を振興し、域外から人々が集う魅力あるまちづくりをすすめます。

自然と共生するまち

環境モデル都市として、地球環境を守るため、帯広の森づくりをはじめとする緑化の推進はもとより、環境負荷の低減や自然環境の保全などをすすめます。

また、循環型の地域社会の形成をめざし、ごみの減量化・資源化や廃棄物の適正処理などに取り組みます。

快適でうるおいのある生活環境づくりのため、公園・緑地の整備や安全な水道水の供給、下水道の整備をすすめます。

快適で住みよいまち

市民の多様なニーズを踏まえた住宅・住宅地の提供や既存宅地の有効活用をすすめるほか、魅力ある景観づくりなどをすすめ、快適で住みよい住環境を創出します。

幹線道路や生活道路をはじめ、高速道路や空港、情報通信基盤などの整備を促進し、人・物・情報の活発な交流を支える環境づくりをすすめます。

生涯にわたる学びのまち

将来を担う子どもたちが、社会の中でたくましく生きていく力を身につけるため、学校教育や高等教育の充実に向けた取り組みをすすめます。

市民が、生涯にわたる学習活動、文化・スポーツ活動などを通して、自らの可能性を広げるとともに、交流を深め、地域社会の中で経験や能力を発揮できる環境づくりをすすめます。

思いやりとふれあいのまち

男女共同参画社会の推進やアイヌの人たちの誇りが尊重され、ユニバーサルデザインの考え方に基づく、誰もが支障を感じることなく安全で安心して生活できる、思いやりのある地域社会づくりをすすめます。

また、自主的な地域活動を促進し、地域コミュニティの活性化をはかるとともに、国内外の都市との多様な交流を通して、魅力ある地域づくりをすすめます。

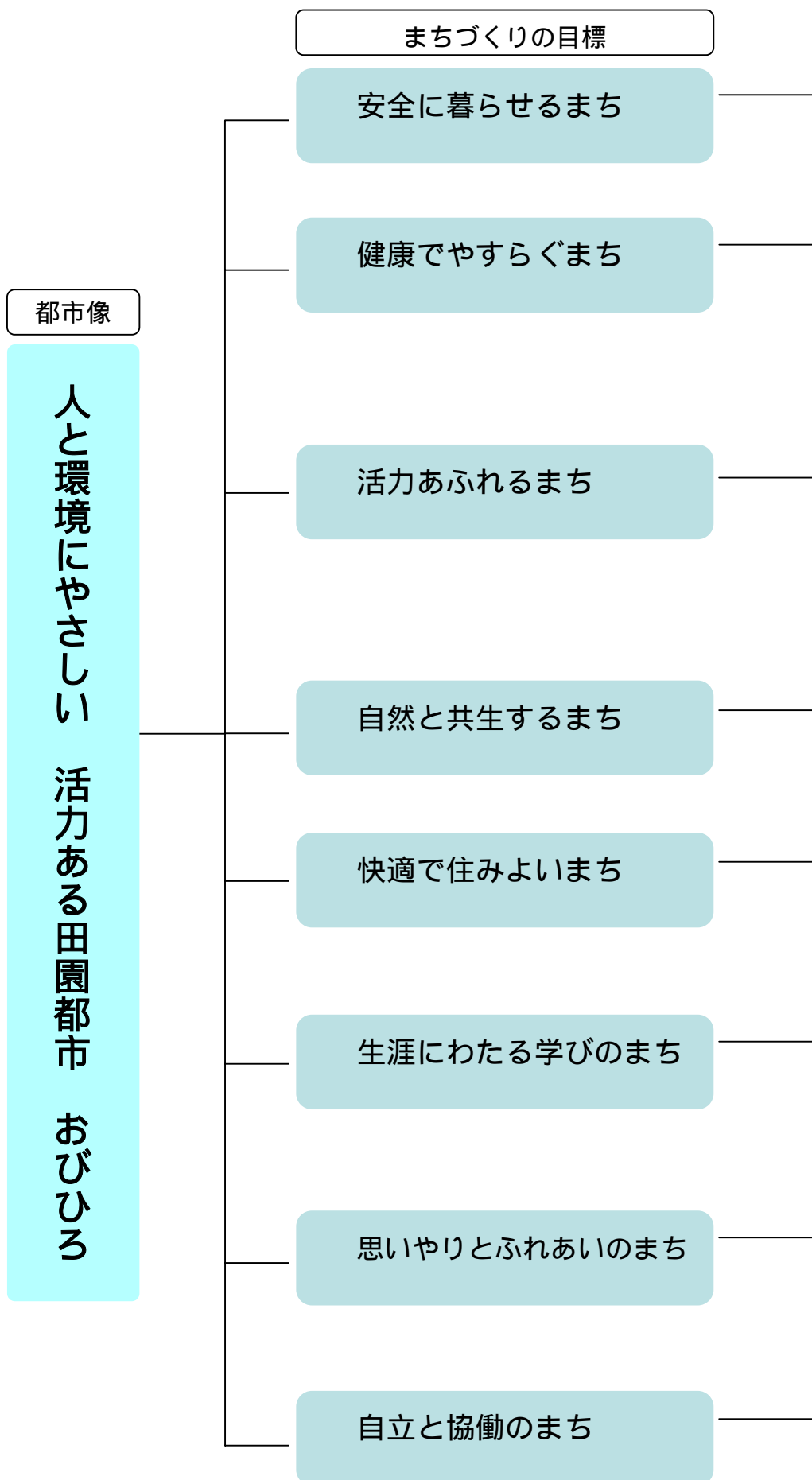
自立と協働のまち

市民と行政が、情報を共有し、互いに役割を分担しながら、協働のまちづくりをすすめます。

行財政改革や広域連携の推進などにより、効率的な行政運営をすすめ、分権時代にふさわしい自治体経営の確立に取り組みます。

また、多様化する市民ニーズに応え、効率的で質の高い行政サービスを提供するとともに、行政事務を適正にすすめます。

政策・施策の体系



政 策 (17項目)

施 策 (50項目)

政策 1-1 災害に強い安全なまちづくり

施策 1-1-1 地域防災の推進
施策 1-1-2 消防・救急の充実

政策 1-2 安心して生活できるまちづくり

施策 1-2-1 防犯の推進
施策 1-2-2 交通安全の推進
施策 1-2-3 消費生活の向上

政策 2-1 健康に暮らせるまちづくり

施策 2-1-1 保健予防の推進
施策 2-1-2 医療体制の充実

政策 2-2 やすらぎのあるまちづくり

施策 2-2-1 地域福祉の推進
施策 2-2-2 高齢者福祉の推進
施策 2-2-3 障害者福祉の推進
施策 2-2-4 社会保障の推進

政策 2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくり

施策 2-3-1 子育て支援の充実
施策 2-3-2 青少年の健全育成

政策 3-1 力強い産業が育つまちづくり

施策 3-1-1 農林業の振興
施策 3-1-2 工業の振興
施策 3-1-3 商業の振興
施策 3-1-4 中小企業の基盤強化
施策 3-1-5 産業間連携の促進
施策 3-1-6 雇用環境の充実

政策 3-2 にぎわいのあるまちづくり

施策 3-2-1 中心市街地の活性化
施策 3-2-2 観光の振興

政策 4-1 地球環境を守るまちづくり

施策 4-1-1 地球環境の保全
施策 4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理

政策 4-2 うるおいのあるまちづくり

施策 4-2-1 公園・緑地の整備
施策 4-2-2 水道水の安定供給
施策 4-2-3 下水道の整備

政策 5-1 快適で住みごこちのよいまちづくり

施策 5-1-1 住環境の充実
施策 5-1-2 魅力ある景観の形成
施策 5-1-3 墓地・火葬場の整備

政策 5-2 交流を支えるまちづくり

施策 5-2-1 道路網の整備
施策 5-2-2 総合的な交通体系の充実
施策 5-2-3 地域情報化の推進

政策 6-1 次代を担う人を育つまちづくり

施策 6-1-1 学校教育の推進
施策 6-1-2 教育環境の充実
施策 6-1-3 高等学校教育の推進
施策 6-1-4 高等教育の充実

政策 6-2 とともに学び地域のきずなを育つまちづくり

施策 6-2-1 学習活動の推進
施策 6-2-2 芸術・文化の振興
施策 6-2-3 スポーツの振興

政策 7-1 互いに尊重し思いやりのあるまちづくり

施策 7-1-1 人権尊重と平和な社会の形成
施策 7-1-2 男女共同参画社会の推進
施策 7-1-3 ユニバーサルデザインの推進
施策 7-1-4 アイヌの人たちの誇りの尊重

政策 7-2 ふれあいのあるまちづくり

施策 7-2-1 地域コミュニティの形成
施策 7-2-2 国内・国際交流の推進

政策 8-1 市民とともにすすめる自治体経営

施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進
施策 8-1-2 自治体経営の推進
施策 8-1-3 広域行政の推進

政策 8-2 質の高い行政の推進

施策 8-2-1 行政サービスの充実
施策 8-2-2 行政事務の適正な執行

まちづくりの目標 安全に暮らせるまち

政策 1-1 災害に強い安全なまちづくり 防災対策をすすめるとともに、消防・救急体制が充実した災害に強いまちをつくりま

施策 1-1-1 地域防災の推進 行政と市民、事業者、関係機関の連携による防災体制の整備や建物等の耐震化の推進などにより、地域防災力の向上をはかります。

施策 1-1-2 消防・救急の充実 消防・救急体制の充実とともに、行政と市民、事業者、関係機関が連携して、防火活動や救急活動を行い、火災や事故などから市民の生命や財産を守ります。

政策 1-2 安心して生活できるまちづくり 犯罪や交通事故を防止するとともに、消費生活の安定・向上をはかり、安心して暮らせるまちをつくりま

施策 1-2-1 防犯の推進 防犯意識の啓発や安全な生活環境の整備などにより、犯罪のない地域社会づくりをすすめます。

施策 1-2-2 交通安全の推進 交通安全意識の啓発や交通環境の整備により、交通事故のない安全な地域社会づくりをすすめます。

施策 1-2-3 消費生活の向上 消費者への情報提供や相談機能の充実などにより、消費生活の安定・向上をはかります。

まちづくりの目標 健康でやすらぐまち

政策 2-1 健康に暮らせるまちづくり 市民一人ひとりが健康づくりに取り組むとともに、安心して医療を受けることができ、健康に暮らせるまちをつくりま

施策 2-1-1 保健予防の推進 健康づくりに関する意識啓発をはかるとともに、市民の主体的な健康づくりを促進します。

施策 2-1-2 医療体制の充実 医療機関や関係機関との連携により、救急医療など地域医療体制を充実し、安心して医療を受けられる環境づくりをすすめます。

政策 2-2 やすらぎのあるまちづくり 保健・医療・福祉の連携により、誰もが適切な支援やサービスを受けることができ、住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちをつくりま

施策 2-2-1 地域福祉の推進 市民、福祉団体、ボランティア団体などと行政の協働により、ともに支え合う地域福祉の環境づくりをすすめます。

施策 2-2-2 高齢者福祉の推進 高齢者を地域で支える仕組みづくりとともに、福祉サービスを充実し、健康で生きがいを持って暮らせる環境づくりをすすめます。

施策 2-2-3 障害者福祉の推進 障害のある人が、地域において自立に向けた支援やサービスを受け、生き生きと暮らせる環境づくりをすすめます。

施策 2-2-4 社会保障の推進 市民が安心して生活できるよう、国民健康保険や介護保険制度などの安定的な運営に努めます。

政策 2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくり 子育て支援の充実や青少年の健全育成をすすめ、子どもたちが健やかに育つまちをつくりま

施策 2-3-1 子育て支援の充実 多様なニーズに応じた子育て支援を充実するとともに、地域で子育てを支える環境づくりをすすめます。

施策 2-3-2 青少年の健全育成 家庭、地域、学校などとの連携により、青少年を健全に育む環境づくりをすすめます。

まちづくりの目標

活力あふれるまち

政策 3-1 力強い産業が育つまちづくり 農林業・商工業を振興し、中小企業が生き生きと活動する、活力のあるまちをつくりまします。

- 施策 3-1-1 農林業の振興 安全で良質な農畜産物の生産や付加価値の向上をはかるとともに、農業・農村の持つ多面的な機能の活用を促進するなど、環境と調和する農林業を振興します。
- 施策 3-1-2 工業の振興 地域資源や地域特性を活かし、新技術・新製品の開発や企業立地を促進するなど、工業を振興します。
- 施策 3-1-3 商業の振興 商店街の魅力づくりや活性化への取り組みなどを支援し、商業を振興します。
- 施策 3-1-4 中小企業の基盤強化 経営基盤の強化や人材育成の支援などを通して、中小企業を振興します。
- 施策 3-1-5 産業間連携の促進 農商工等の連携や産学官の連携を促進し、地域産業を振興します。
- 施策 3-1-6 雇用環境の充実 雇用の拡大や人材の育成・確保に努めるとともに、誰もが生き生きと働くことができる環境づくりをすすめます。

政策 3-2 にぎわいのあるまちづくり 中心市街地の活性化や地域の特色を活かした観光振興により、多くの人々が訪れ、にぎわいのあるまちをつくりまします。

- 施策 3-2-1 中心市街地の活性化 都市機能の向上やにぎわいの創出などを通して、集客・交流をすすめ、まちの顔である中心市街地の活性化をはかります。
- 施策 3-2-2 観光の振興 魅力ある地域資源の利活用をはじめ、情報発信や広域連携の推進などにより、観光を振興します。

まちづくりの目標

自然と共生するまち

政策 4-1 地球環境を守るまちづくり 地球環境を保全し、市民、事業者と行政の協働により、自然環境への負荷の少ないまちをつくりまします。

- 施策 4-1-1 地球環境の保全 豊かな自然環境を保全するとともに、温室効果ガスの排出抑制などを通して環境への負荷を低減し、快適な生活環境を保全します。
- 施策 4-1-2 廃棄物の資源化と適正処理 行政と市民、事業者が役割と責任に基づき、ごみの減量化や資源化、廃棄物の適正処理に取り組み、循環型の地域社会づくりをすすめます。

政策 4-2 うるおいのあるまちづくり 安全でおいしい水と豊かな緑に恵まれた、やすらぎとうるおいのあるまちをつくりまします。

- 施策 4-2-1 公園・緑地の整備 公園・緑地の整備や市民による緑化活動を支援し、市民と行政の協働により、花と緑の環境づくりをすすめます。
- 施策 4-2-2 水道水の安定供給 水道施設の維持・整備をすすめ、安全でおいしい水の安定供給をはかります。
- 施策 4-2-3 下水道の整備 下水道施設の維持・整備をはかり、快適な生活環境づくりをすすめます。

まちづくりの目標

快適で住みよいまち

政策 5-1 快適で住みごこちのよいまちづくり

整備された都市基盤を活かし、多様な市民ニーズに応じた住環境の提供や美しい景観づくりをすすめ、快適で住みごこちのよいまちをつくりまします。

施策 5-1-1 住環境の充実

公営住宅の整備や民間活力による未利用地の利用促進など、多様な市民ニーズに応じた、快適に暮らせる住環境づくりをすすめます。

施策 5-1-2 魅力ある景観の形成

景観に関する意識の向上をはかり、豊かな自然に恵まれた帯広・十勝らしい、魅力ある景観づくりをすすめます。

施策 5-1-3 墓地・火葬場の整備

市民ニーズに応じた墓地の整備と火葬場の適切な維持管理を行います。

政策 5-2 交流を支えるまちづくり

人やまちを結ぶ交通・情報ネットワークの整備をすすめ、活発な都市活動を支える機能的なまちをつくりまします。

施策 5-2-1 道路網の整備

幹線道路や生活道路の整備、適切な維持管理を行うとともに、歩行者や自転車利用しやすい環境を整備し、安全で快適な道路環境づくりをすすめます。

施策 5-2-2 総合的な交通体系の充実

関係機関との連携により、高速道路、空港・港湾、公共交通など、総合的な交通体系の整備・充実をすすめます。

施策 5-2-3 地域情報化の推進

事業者等との連携により、高度情報通信基盤の整備や利活用を促進し、地域の情報化をすすめます。

まちづくりの目標

生涯にわたる学びのまち

政策 6-1 次代を担う人を育むまちづくり

社会の変化に対応した、次代を担うたくましい人材を育むまちをつくりまします。

施策 6-1-1 学校教育の推進

地域の特性や学校の創意工夫を活かしながら、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成など、子どもたちの生きる力を育む教育をすすめます。

施策 6-1-2 教育環境の充実

学校施設の整備をすすめるとともに、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちが安心して生き生きと学ぶことができる教育環境づくりをすすめます。

施策 6-1-3 高等学校教育の推進

高等学校への進学機会の確保をはかるとともに、豊かな社会性を兼ね備え、社会に貢献する人材を育む高等学校教育をすすめます。

施策 6-1-4 高等教育の充実

高度な専門的教育・研究を行い、地域の知の拠点としての役割を担う高等教育機関の整備・充実をすすめます。

政策 6-2 ともに学び地域のきずなを育むまちづくり

生涯にわたる学習活動や芸術・文化、スポーツ活動を通して、自己実現をはかるとともに、人のつながりを深め、地域づくりに参加できるまちをつくりまします。

施策 6-2-1 学習活動の推進

生涯にわたって学び、学習の成果を活かすことができる環境づくりをすすめます。

施策 6-2-2 芸術・文化の振興

芸術・文化活動に参加できる環境づくりや芸術にふれる機会の提供により、芸術・文化を振興します。

施策 6-2-3 スポーツの振興

スポーツに親しむことができる環境づくりや各種大会の開催、スポーツの拠点づくりなどをすすめ、スポーツを振興します。

まちづくりの目標

思いやりとふれあいのまち

政策 7-1 互いに尊重し思いやりのあるまちづくり 平和に関する市民意識の啓発をはかるとともに、すべての人が人間として尊重され、誰もが支障を感じることなく暮らすことができる、思いやりのあるまちをつくりまします。

- 施策 7-1-1 人権尊重と平和な社会の形成 一人ひとりの人権が尊重される社会や平和な社会の実現をめざします。
- 施策 7-1-2 男女共同参画社会の推進 男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして助け合い、個性と能力を發揮できる社会づくりをすすめます。
- 施策 7-1-3 ユニバーサルデザインの推進 誰もが安全で安心して暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づくまちづくりをすすめます。
- 施策 7-1-4 アイヌの人たちの誇りの尊重 アイヌの人たちの歴史や文化などに関する理解を促進し、民族としての誇りが尊重される社会づくりをすすめます。

政策 7-2 ふれあいのあるまちづくり 自主的な地域活動を促進するとともに、国内外の人々との交流を通して、人と人とのふれあいのあるまちをつくりまします。

- 施策 7-2-1 地域コミュニティの形成 町内会などの自主的な活動を支援し、ともに支え合う地域コミュニティの形成をはかります。
- 施策 7-2-2 国内・国際交流の推進 国内外の都市や地域との交流をすすめ、異なる文化とふれあい、人と人とのつながりを通して、魅力ある地域づくりをすすめます。

まちづくりの目標

自立と協働のまち

政策 8-1 市民とともにすすめる自治体経営 分権時代に対応した、地域の意思と責任による市民協働のまちづくりをすすめるとともに、効率的で健全な自治体経営をすすめます。

- 施策 8-1-1 市民協働のまちづくりの推進 市民と行政が情報を共有し、まちづくりへの市民参加をすすめ、市民協働のまちづくりをすすめます。
- 施策 8-1-2 自治体経営の推進 計画的な行政運営や健全な財政運営により、分権時代に対応した自主・自立の自治体経営をすすめます。
- 施策 8-1-3 広域行政の推進 管内自治体との連携による、広域的な取り組みをすすめるとともに、道内各都市との連携・交流をすすめます。

政策 8-2 質の高い行政の推進 行政事務の公正の確保と透明性の向上をはかり、質の高い行政サービスを提供します。

- 施策 8-2-1 行政サービスの充実 事務の効率化や職員の能力向上をはかり、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供します。
- 施策 8-2-2 行政事務の適正な執行 行政運営における公正の確保、透明性の向上をはかり、適正に事務を執行します。

第六期帯広市総合計画（原案）にご意見・ご提言をお寄せください。

この「原案」は、帯広市総合計画策定審議会の答申、帯広市議会新総合計画特別委員会の意見等を踏まえ、作成したものです。

今後、この「原案」に対する市民の皆様のご意見をいただき、さらに内容の検討を重ね、計画案を策定していきます。

意見等の提出方法

- (1) メール、ファックス、郵便、持参でお寄せください。(電話による意見の提出はできません。また、メールによる提出の場合は、添付ファイルの使用はご遠慮ください。)
- (2) 提出様式は任意ですが、案件名、住所、氏名(法人その他の団体の場合は、名称及び代表者名)を記載してください。

意見等の募集期間

平成21年9月14日(月)から平成21年10月13日(火)まで(郵便は当日必着)

本編の入手方法

本編は、市ホームページ(<http://www.city.obihiro.hokkaido.jp/>)のほか、企画課、情報室(市庁舎5階)、広報広聴課(市庁舎3階)、大正・川西支所、各コミュニティセンター、図書館、市民活動交流センターで入手することができます。なお、ホームページには関係資料も掲載しています。

第六期帯広市総合計画（原案）

【概要版】

詳細 帯広市政策推進部企画課 市庁舎5階

〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

電話 65-4105(直通)

F A X 23-0151

Eメール plan@city.obihiro.hokkaido.jp